

第 23 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 5 月 9 日 (火) 15 時 00 分～16 時 00 分

2. 場所 黒部市役所 2 階 201, 202 会議室

3. 出席委員 22 名

農業委員 12 名

1 番 中野 貴代美	2 番 山本 隆淑	3 番 山本 隆	4 番 高村 茂良
5 番 橋本 喜洋	7 番 岩井 竹志	8 番 船屋 裕子	9 番 大坪 敏郎
10 番 宮崎 誠一	11 番 松岡 高生	13 番 佐々木 智	14 番 中坂 稔

農地利用最適化推進委員 10 名

川端 数美	千代 眞次	高野 隆司	稲澤 一彦
氷見 康弘	臼田 清嗣	松島 進	前田 優
山本 秀治	山本 勝		

4. 欠席委員 5 名

6 番 能澤 喬之、12 番 中島 淨、寺崎 俊弘、中 康史、米陀 助一

5. 農業委員会事務局 3 名

事務局長 平野 孝英
係 長 小森 亘
主 任 中陳 栄
主 任 紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第 78 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(2) 議案第 79 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(3) 議案第 80 号 農地法第 5 条第 1 項の許可による事業変更計画に対する意見について

(4) 議案第 81 号 令和 5 年度黒部市農地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第 23 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会 長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

大坪 敏郎委員、宮崎 誠一委員の両委員を指名します。

会 長：本日の総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。能澤 喬之委員、中島 淨委員、寺崎 俊弘推進委員、中 康史推進委員、米陀 助一推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。議案第78号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」審議をいたします。事務局より説明願います。

◎議案第78号

事 務 局：議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
資料の3ページをご覧ください。

〈1番〉 愛本地区 宇奈月町愛本新〇〇番〇外3筆 地目：田3筆、畑1筆の計10,261㎡について。

譲受人：黒部市宇奈月町愛本新 〇〇さんへ、譲渡人：黒部市犬山 〇〇さんからの所有権移転であります。理由は経営規模の拡大です。

譲渡人は、父親の逝去に伴う相続により該当の農地を相続されましたが、石田地区にお住まいであり、今後の耕作や管理していくことが難しく近隣の方に売買できないかを考えておられました。

該当の農地は愛本の農事組合法人でこれまで耕作されたおり、今後も耕作する予定であったことから、代表理事が買い受ける判断をし、個人が買い受け、今後は当該の農事組合法人として耕作する予定とのことです。

計1件 4筆 10,261㎡です。

会 長：それでは、議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議を行います。

1番の案件について、地区委員の意見を求めます。

関係委員：意見なし。

会 長：関係委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第78号 農地法第3条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

続きまして、議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、議案第80号 農地法第5条第1項の許可にかかる事業計画変更申請に対する意見について、以上2議案について審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第79号

事 務 局：議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、4件ございます。5ページをご覧ください。

〈1番〉 三日市地区 三日市字櫛山〇〇番〇外1筆 地目：田 現況：雑種地の2筆326㎡について。

譲受人 黒部市岡 〇〇さんへ

譲渡人 黒部市三日市 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅敷地です。

譲受人は、現在妻と1歳になる娘と3人でアパートに暮らしており、第2子の誕生も予定しており、現在のアパートでは手狭になるため新居を求めているところ、区画事業の土地を譲ってもらえることとなり戸建て住宅を建築することとしました。

申請地は都市計画用途地域内であり、保育所や小学校、市役所や病院、商業施設へのアクセスもよく、徒歩2分のところには妻の実家もあるため、共働きのため妻の両親に面倒を見てもらえ、老後の世話もできるので立地条件がよいところとなっています。申請地には2階建ての木造住宅を建築予定です。

〈2番〉 石田地区 堀切〇〇番〇外1筆 地目：田 現況：田の2筆495㎡について。

譲受人 黒部市生地中区 〇〇へ

譲渡人 石川県金沢市馬替三丁目 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は住宅建築用地です。

譲受人は、建設業・不動産売買業及び賃貸業を営んでおり、黒部市を中心に建築実績などあります。申請地周辺は、アパートや戸建て賃貸住宅の需要があり、小学校や中学校も徒歩や自転車で通学圏内の場所であること、あいの風とやま鉄道黒部駅まで700mと通勤にも便利であることから宅地としては条件が良く、申請地を3つに区画し、2つは戸建て賃貸住宅として、残り1つはそこで住宅を建てたいという方がいることから、売却し住宅を建てる予定としております。なお、敷地内の一部に国有地が存在しており、転用許可後に払下げ手続きを行う予定です。

〈3番〉 生地地区 生地神区〇〇番〇 地目：田 現況：田の282㎡について

譲受人 黒部市生地神区 〇〇さんへ

譲渡人 福岡県春日市紅葉ヶ丘西六丁目 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は駐車場です。

譲受人は申請地の隣に戸建て住宅兼店舗があり、夫と子供2人の4人で暮らしております。また、お店は他にスタッフ2名と犬の美容室を営んでおり、自宅兼店舗の敷地内には自家用駐車場3台程度のスペースしかなく、スタッフ用駐車場2台と来客用駐車場4台の6台分の事業用駐車場増設と近年のペットブームもありドッグラン施設の設置を考えておりました。今般、譲渡人より申請地を買ってくれないかと要望があり、長い間耕作されていないことや県道沿いで周囲は住宅地などに囲まれていることから、田の耕作者へも影響もない場所であることから事業拡張に適した場所と判断し、転用申請となりました。

〈4番〉 生地地区 轟下〇〇番〇 地目：田 現況：雑種地の244㎡について

譲受人 黒部市轟下 〇〇さんへ

譲渡人 黒部市中新 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅敷地です。なお、この案件につきましては、議案第80号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請の1番の案件と関連がありますので後ほど説明させていただきます。

以上、計4件 6筆 1,347㎡です。

◎議案第80号

続きまして、議案第80号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請ですが、1件ございます。7ページをご覧ください。

〈1番〉 生地地区 轟下〇〇番〇 地目：田 現況：雑種地の244㎡について

申請者 承継者 黒部市轟下 〇〇さん

当初計画者 黒部市中新 〇〇さんです。

当初計画者は、申請地に一般住宅を建築するためとして平成13年6月1日付けで転用許可を受け、嵩上げとコンクリート擁壁を施工しました。しかし、元々住んでいた自宅を新築しなおす計画がそのあとに持ち上がり、平成19年11月に中新の自宅を新築し、子供家族と同居し現在に至ります。今回、当初計画者の孫にあたる承継者夫婦に子供が生まれ、これを契機に家を建てる計画が持ち上がりました。そこで、当初計画者は過去に転用許可をうけた申請地を勧め、承継者も了承し、昨年末頃から申請地に新築工事を着手したところですが、過去の転用許可は当初計画者が所有権移転をして一般住宅を建てる転用許可となっているため、承継者が申請地に住宅を建てることは、当初の計画と異なることになるため、事業計画変更と転用許可申請の手続きが必要となることから今回申請されました。始末書を添付の上申請しております。

以上、1件 1筆 244㎡です。

議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、3番、4番の案件について、生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

A 委 員：確認ですが、農業委員会が同意する前に申請地を地ならしなどするのは大丈夫なのか。

事 務 局：草刈りなどであれば問題はないが、地ならしなど農地の形態が変わるような作業については転用許可が出てからになります。

会 長：転用許可が出る前や許可申請をせずに農地を転用することは違法転用になります。他市では悪質な違法転用と判断された場合、原状回復命令が出されたケースがありますので注意していただきたいと思います。

あと、今回の事業計画変更は当初計画者が生きている場合でしたが、当初転用許可を受けた方が亡くなった場合について事務局から説明をお願いします。

事 務 局：過去に転用許可を受けた方がその転用計画を実行せずに農地のままで亡くなった場合、その転用許可の効力は相続されず消滅となります。その場所で宅地など転用をする場合は、改めて転用申請する必要があります。今回は、当初計画者が申請地に家を建てる予定で許可を受けましたが、そのお孫さんが家を建てる予定になり、当初計画と変更となるため、事業計画変更と新たに転用申請されたケースとなります。

会 長：他にご意見はございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第75号 農地法第4条第1項の規定による別紙申請

の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第 80 号 農農地法第 5 条第 1 項の許可に係る事業計画変更申請について審議を行います。1 番の案件について、先ほどの議案第 79 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙申請 4 番の案件と関連がありまして、地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 80 号 農農地法第 5 条第 1 項の許可に係る事業計画変更申請について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第 81 号 令和 5 年度 黒部市農用地利用集積計画について審議いたします。

本議案については、当委員会の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に関することが含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、委員の退席を命じます。このあとの進行については、山本職務代理にお願いいたします。

職務代理：事務局より説明願います。

事 務 局：議案第 81 号、農用地利用集積計画について説明させていただきます。10 ページ目をご覧ください。

今回提出させていただきますのは、令和 5 年 3 月 21 日から令和 5 年 4 月 20 日までに受付しました利用権設定についてであります。期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、新規 6 年未満 31,631 m²、新規 6 年以上 41,123 m²、再設定 6 年未満が 11,698 m²、再設定 6 年以上が 47,051 m²でございます。

11 ページ目をご覧ください。地区別の利用権設定一覧表でございます。

石田地区	3 件	11,698 m ²
村椿地区	1 件	4,007 m ²
大布施地区	2 件	9,513 m ²
荻生地区	5 件	38,766 m ²
若栗地区	7 件	48,195 m ²
下立地区	3 件	6,011 m ²
浦山地区	4 件	13,313 m ²

総件数は 25 件で、利用権設定面積は 131,503 m²となっております。

12 ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表でございます。今回は

若栗地区	1 件	2,033 m ²
------	-----	----------------------

総件数は 1 件で、解約面積合計は 2,033 m²となっております。

13 ページ目をご覧ください。

今回の利用権設定率ですが、合計面積 1,091 万 3,930 m²を 2,514 万 5,699 m²で割りますと、43.4%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積 211 万 9,207 m²を 2,514 万 5,699 m²で割りますと、設定率 8.4%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

職務代理：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。
何かご意見ございませんか。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第 81 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。ここで、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

会長：これで予定していた議事が終了しました。何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。
(事務局より説明)

会長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
(16 時 00 分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

9 番

10 番
